

JERAからの提案について

第65回 制度設計専門会合事務局提出資料

令和3年10月1日(金)



JERAからの提案に対する考え方

- JERAからの提案は、第64回制度設計専門会合(2021年8月)における、「旧一電の取引の透明性をより 高めるための新たな手段に移行することを前提として、当該手段が導入される際に、併せて現在の形でのグロス・ ビディングを廃止する」という方向性に、一般論としては沿うものと考えられる。
- これまでは、発販分社会社間の取引であったものの、東電EPはGCまでの通告変更が可能であったため、
 JERA電源運用の裁量(契約kW分に限る)はGCまで東電EPが有していた。この点、今回の提案のように、
 発販分社会社間の取引であって、かつ東電EPからの通告期限を前倒してスポット市場入札前に通告量を確定させること、かつ東電EPによるグロス・ビディングを休止することで、スポット以降のJERA電源の運用裁量権を東電EPからJERAに移管したうえで、スポット市場への玉出しを東電EPではなくJERAが行うという取組は、発電・小売間の役割明確化、取引の透明性向上につながるものと考えられる。
- また、グループ間取引の通告期限が前倒されることによって、**JERAの卸取引の通告変更権に係るグループ内 外での取扱の差異が縮小**し、卸売条件の内外無差別性に関して、より透明性・受容性が高まると考えられる。
 ※なお、第62回制度設計専門会合(2021年6月29日)でも報告したとおり、グループ内外での不当な価格差は確認されていない。
- さらに東電EPも、需給運用をJERAへの通告変更に依存することなく、スポット市場や時間前市場を活用し、 小売事業者としての経済合理的な判断に基づく取引を行うことがより一層期待される。
- このような構造的な対処により、取引の透明性、卸売の内外無差別性等に対する実質的な寄与が期待されることとから、監視等委としてJERAの提案を受け入れることとしてはどうか。ただし、東電EPによるグロス・ビディングのとりやめはあくまでも一時的な休止という位置付けとしつつ、当委員会はこの取組を注視し、かつ実施結果が取引の透明性向上等、市場の健全な発展に資するものかについて検証を行うことが必要。
 - ※今回グロス・ビディングの一時休止とする対象はあくまで東電EPのJERAとの契約に相当する分に限り、JERA社以外との電力購入契約については対象外。JERAからの提案を受け入れる場合、東電EPによるグロス・ビディングの取引量目標の基準となる販売電力量のベースから、JERAからの調達分を除外することが適当か。
- なお、改定以降は、東電グループではこれまで東電EPが受けていた**市場取引に関する当局のモニタリング**について、**JERAも対象に加える**ことを予定。

グロス・ビディングに関する今後の方針について(まとめ)

- 以上で確認したとおり、グロス・ビディングの当初の政策目的は、①市場の流動性向上、②価格変動の抑制、③旧一般電気事業者の社内取引の透明性の向上の3点であった。
- これらの各目的の現状を確認すると、現在のスポット市場では、2021年3月時点で日本の電力需要の37.6%に相当する量の取引(約定量ベース)が行われており、グロス・ビディングの導入当時(2017年4月)の3.2%と比べ、取引量が大幅に増加。また、2020年度においては売り入札の約4割が旧一般電気事業者以外によるものとなっているなど、取引参加者が多様化している。
- また、仮想的な売/買入札を追加した際の約定価格の変化である価格感応度の変化を確認したところ、2016年8月上旬では売り追加時は▲0.91円、買い追加時は+1.14円であった一方で、2021年8月上旬では売り追加で▲0.41円、買い追加で+0.40円と、着実に低下していた。
- こうした状況を踏まえると、現在では、**上記の政策目的のうち①市場の流動性向上及び②価格変**動の抑制については、一定程度達成されているものと考えられる。
- 一方で③透明性の向上については、現状のグロス・ビディングにおいては、供給力が不足する場合の成り行き買いによる全量買い戻しが認められ、限界費用に基づく入札が行われておらず、社内取引の透明性が確保されているとは言いがたい。また、卸売の条件面についても、必ずしも明確に価値が定量化されていないなど、社内・グループ内取引における内外無差別な取引の徹底に向けて、引き続き課題がある状況。
- 上記を踏まえ、**取引の透明性をより高めるための新たな手段に移行することを前提として、当該 手段が導入される際に、併せて現在の形でのグロス・ビディングを廃止**することとしてはどうか。